平成２１年（フ）第４６９号
徳島県板野郡上板町高瀬720番地15
債務者　松田八重子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７７号
徳島県阿波市市場町市場字上野段515番地１―202号
債務者　伊月　義正
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９３号
徳島市名東町１丁目109番地
債務者　青山　高春
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９４号
徳島市名東町１丁目109番地
債務者　青山　誠子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９８号
徳島市応神町吉成字七丁原287番地の１
債務者　吉崎　純代
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９９号
徳島県鳴門市大麻町川崎433番地２
債務者　八木　裕美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５００号
徳島県阿波市市場町市場字上野段216番地４
債務者　明松　伸治
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０７号
徳島県板野郡北島町鯛浜字西中野99番地７
債務者　山側　奈美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２３号
高知県高岡郡津野町白石甲152番地
債務者　川上　照美（旧姓戸田）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１２４号
高知県高岡郡四万十町東川角甲365番地
債務者　前田　更正
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１２６号
高知県高岡郡四万十町黒石541番地
債務者　山﨑　正三
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１２７号
高知県高岡郡津野町白石甲152番地
債務者　川上　信幸
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第８７号
高知県宿毛市小筑紫町伊与野575番地
債務者　新谷　和征
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第９２号
高知県四万十市具同8688番地40
債務者　沖　　幾生
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第９３号
高知県四万十市具同8688番地40
債務者　沖　　和代
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第９４号
高知県幡多郡大月町大字小才角548番地
債務者　岩越　義久
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第９５号
高知県四万十市中村愛宕町22番地
債務者　田村　　竜
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第９３号
福岡県八女郡広川町大字新代947―２トゥーラックビレッジ306、住民票上の住所福岡県八女郡広川町大字吉常71番地
債務者　佐野　義高
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
福岡地方裁判所八女支部